

指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業者であるMY1stLLC合同会社（以下「当該事業者」という。）が運営する「上京ハウス」（以下「当該事業所」という。）について、不正請求の疑いにより、監査を実施しました。

その結果、当該事業所がサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったものとして虚偽の記録を作成し、その書類を請求根拠として訓練等給付費（以下「給付費」という。）を不正に請求し、受領した事実等を確認しました。

このため、令和6年11月11日付けで、当該事業者に対し、①「指定取消」の行政処分を実施すること（令和7年1月1日効力発生）、②不正に請求し、受領していた給付費について、法に基づく加算金を含めた額の返還を求めることを通知しましたので、報告します。

記

1 対象事業所

- (1) 名称 上京ハウス（就労継続支援B型）
- (2) 開設法人 MY1stLLC合同会社（代表社員 吉田 昌之）
- (3) 所在地 上京区大猪熊町83の建物の1階
- (4) 指定日 令和3年10月18日
- (5) 管理者
- (6) 利用定員 20名（施設外就労を含めると40名）
- (7) 営業日 月曜日～日曜日（事業所の定める休所日及び夏季・年末年始除く。）
- (8) 営業時間 月曜日～金曜日 午前8時15分～午後4時30分
土曜日・日曜日・祝日 午前8時15分～午後2時30分

【就労継続支援B型】

一般企業などに雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が困難である障害のある方に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与する事業をいう。

【施設外就労】

支援の一形態で、事業所が一定の作業を行うことについて請負契約を締結した相手方の企業等に、事業所の支援員と利用者がグループを組んで赴き、当該企業内で利用者が支援員の指導を受けながら作業を行うことをいう。

2 監査の実施結果

(1) 監査に至る経過

当該事業所が、本市等の支給決定を受けた障害のある方に対して、サービス提供を行った実態がないにもかかわらず、給付費を本市等に請求している疑いがあったため、本市職員による現地の監視等を行った結果、不正請求の疑いが濃厚となった。

(2) 監査の実施

令和6年8月5日に、無通告による当該事業所への立入検査及び利用者への自宅訪問による聴き取りを実施し、同日以降9月10日まで、書類の確認や当該事業所の従業者（支援員等）への聴取等の調査を実施した。

<主な監査経過>

① 8月5日

当該事業所への立入検査及び利用者宅訪問による聴取を実施。

管理者が、令和4年11月以降、当該事業所は、日曜日及び管理者が出勤していない土曜日は営業していないことを認めた。

② 8月中旬～下旬

当該事業所の従業者への聴き取り等を実施。

③ 8月28日

管理者への聴き取りを実施。

管理者が、施設外就労に随行する支援員に施設外就労先における利用者支援に係る業務の全てを任せきりであったことを認めた。

また、管理者として、事業所やサービス提供の管理をしなければならないという認識がなかったことを認めた。

④ 9月2日～9月6日

当該事業所の従業者（施設外就労に随行する支援員）に聴き取り等を実施。

⑤ 9月10日

管理者に、監査における虚偽報告について聴き取りを実施。

(3) 監査で確認した事実

ア 不正請求（法第50条第1項第6号）

(ア) 令和4年11月（この時期から、毎週土曜日及び日曜日並びに祝日を営業日に追加）から令和6年6月までの期間の日曜日及び管理者が出勤していない土曜日について、当該事業所が営業していないにもかかわらず、従業者が出勤し、利用者にサービス提供を行ったものとして虚偽の記録を作成し、給付費を本市等に請求し、受領した。

【不正請求額約2,200万円】

(イ) 施設外就労について、施設外就労先3か所のうち2か所において、施設外就労先が廃業した後の期間において、当該施設外就労先で利用者が就労した

ものとして記録を作成し、給付費を本市に請求し、受領した。

また、本来、施設外就労先では、事業所は施設外就労先の企業から請け負った作業を独立して行い、利用者に対する必要な指導等は、事業所の支援員が行う必要がある。しかし、残り1か所については、当該事業所は支援員が利用者に必要な指導を行っていないだけでなく、作業内容も把握していない状況で、それにもかかわらず、当該事業所は、施設外就労を行ったとして給付費を本市等に請求し、受領した。

【不正請求額約3,700万円】

なお、(ア)、(イ)の不正請求額には、本市への不正請求以外に、当該事業者が他都市へ不正に請求していた給付費が約1,800万円含まれている（本市への不正請求額は、約4,100万円）。

イ 虚偽報告（法第50条第1項第7号）

監査（法第48条第1項に基づく検査）において、当該事業所は、海外在住の人物を従業者として勤務していたとする虚偽の勤務実績書類、利用者へのサービス提供記録等を本市に提出した。

ウ 運営基準違反（法第50条第1項第5号）

管理者が、自身が出勤している日以外の従業者の出勤状況、施設外就労の実施状況、利用者へのサービス提供の内容について把握しておらず、管理者の責務である、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う責任を果たしていなかった。

3 行政処分の実施

(1) 処分内容

指定取消（令和7年1月1日効力発生）

(2) 処分理由

給付費に係る不正請求、虚偽報告及び運営基準違反
（法第50条第1項第5号、第6号及び第7号に該当）

(3) 経済上の措置

法第8条第2項に基づき、本市に不正に請求していた給付費について返還を求めるとともに、不正請求額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。

請求額	56,983,869円
（不正請求額）	40,702,764円
（加算額）	16,281,105円（※1）

※1 不正請求額に100分の40を乗じ、小数点以下を切り捨てた額。

4 利用者への対応

当該事業者の責任において、利用者に対し他事業所のあっせん等を進めている。本市としては利用者が継続的に障害福祉サービスを受けることができるよう、当該事業者における他事業所のあっせん等の進捗状況を把握し、指定取消の効力発生日までに受入先の確保ができるよう、必要に応じて指導を行う。

5 京都市の取組

(1) 本件については、障害福祉サービス事業の根幹を揺るがす悪質な事案であるため、京都府警に詐欺罪での刑事告訴について、協議を進めている。

(2) 今回の事案を受け、このような不正請求を防ぐ取組として、利用者と事業所等の双方に対する注意喚起等の取組を進めていく。

ア 利用者への周知等

(ア) 障害福祉サービスの支給決定を受ける区役所・支所における手続の際に、支給決定を受けた障害のある方に対して、障害福祉サービスの提供を受けるに当たっては、事業所が作成した記録等は、ご自身でしっかりと確認したうえで署名、押印等を行うことが大切であることを周知する。また、本市が事業所に運営指導を行う際にも、通所されている方に確認する。

(イ) サービスの提供を受けたときは、その日時や提供を受けたサービスの内容をメモなどに記録し、保管しておくことを啓発する。

(ロ) 指定特定相談支援事業所（障害のある方に対して、サービス等利用計画の作成等、障害のある方に提供される障害福祉サービスの総合的な支援を行っている。）からも、サービス等利用計画の見直し等の機会に、改めて上記（ア）及び（イ）の旨を周知する。

イ 事業所への注意喚起

(ア) 本件処分後、障害福祉サービスの全事業所に対して、処分内容について周知するとともに、障害福祉サービスを提供した際は、提供したサービス内容について、適切に利用者に確認を行い、サービスの実績に基づいて請求することを徹底するよう注意喚起した。

(イ) 毎年度実施している事業者に対する集団指導において、今回の事案と行政処分の内容等を全事業者に周知し、注意喚起を図る。